

## 県発注工事の「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」適用について

平素は土木積算システム「ゴールデンリバー土木」をご利用いただき、誠に有難うございます。

さて、国土交通省から「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」(以下：新労務単価)が発表されました。これに伴い**県発注工事で新労務単価を適用する時期**を弊社が1月31日に電話調査した結果を下表にまとめました。

入札前に必ず発注者に新労務単価の適用をご確認するようお願い致します。

発注機関	新労務単価適用時期の調査回答(予定)
青森県	2月14日から適用する。設計書の「積算情報」の単価適用年月日が「平成26年2月14日適用」になっていれば新労務単価が適用されている。※注
岩手県	2月1日の入札公告から適用する。2月1日に間に合わない工事は、契約後に新労務単価に変更にする。(PDFで説明文も追加する)
宮城県	3月の入札公告から適用する。2月の入札公告は、契約後に新労務単価に変更する。※注
秋田県	2月1日の入札公告から適用する。
山形県	電話での回答不可。ホームページに説明を掲載する予定。
福島県	2月5日の入札公告から適用する。※注
茨城県	2月起工分から適用する予定だが都度確認が必要。設計書等に記載なし。
千葉県	2月から実施するが対象案件については調整中のため、2月の何日から適用するか未定。
新潟県	2月起工分から適用する。(設計書に2月の記載があれば新労務単価が適用されている) ホームページで案内する予定。
徳島県	2月1日の入札公告分から適用する。
長崎県	2月起工分から適用する。(設計書に2月の記載があれば新労務単価が適用されている)
宮崎県	2月1日の入札公告分から適用する。(設計書に記載される)
鹿児島県	2月1日の入札公告分から適用する。(設計書に記載される)
沖縄県	担当部署に詳しい文書が来ていないので未定。

※注=表紙画面の単価日付を「2014年2月1日」、発注者設定を「〇〇県」、を選択した場合は平成25年度の労務単価で計算します。

ゴールデンリバー土木の表紙画面で単価日付を「2014年02月01日」にすると自動的に新労務単価で積算ができます。

但し、青森県、宮城県、福島県の県発注工事は前ページ表の通り

- ・青森県が 2/14
- ・宮城県が 3/1
- ・福島県が 2/5

に新労務単価の適用を予定しています。

ゴールデンリバーも県の適用時期にあわせて改めて新労務単価をダウンロード提供致しますが、国の工事を積算する場合は発注者情報を「東北地方整備局」を選択すると新労務単価で積算することができます。

### ▼ゴールデンリバー土木の表紙画面

単価日付で  
2014年02月01日を選択すると  
自動的に新労務単価で積算ができます。

基本情報	
積算区分	標準積算
省庁	国土交通省(土木)
発注者情報	

単価情報	
地域	
単価日付	2014年02月01日
単価日付	2014年01月号

但し、  
青森県、宮城県、福島県の県発注工事は

- ・青森県が 2/14
- ・宮城県が 3/1
- ・福島県が 2/5

に新労務単価の適用を予定していますので、それまでは平成 25 年度の労務単価で計算します。

国の工事を積算する場合は発注者情報を「東北地方整備局」を選択すると新労務単価で積算することができます。

ご不明な点はゴールデンリバー土木サポートダイヤルにお問い合わせください。